

# 令和5年度 石見小学校 いじめ防止基本方針

浜田市立石見小学校

## 1 いじめに対する基本認識と基本姿勢

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」一第2条 いじめの定義より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（平成25年10月11日 文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

上記の考え方のもと、「いじめは、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる重大な問題」という認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 相手を思いやり、互いに関わって思いを伝え合うことができるよりよい人間関係づくりを進める。
- ④ いじめの早期発見のために、計画的に様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑥ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめ未然防止の取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

- 子どもにとって安心・安全な学校・学級づくり
  - ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
  - ・ 生活ルールや学習規律を守るための一貫した指導
- 確かな学力を育む授業づくり
  - ・ 一人一人が自信をもち活躍できる学習活動
  - ・ 友達と伝え合う活動を重視した学習活動
  - ・ 関わり合い、伝え合いによって課題を追求する授業を目指した教育研究・研修

- 他を思いやり、人とつながる喜びを味わう体験活動の実施
  - ・ 縦割り班活動での異学年交流、集会活動の充実
  - ・ 地域の人とのかかわりを生かした学習活動の推進（学校支援ボランティア等）
- 認められ自分のよさに気付く特別活動の充実
  - ・ 主体的な活動を促し、自治的な力を育む児童会活動、係活動
- 体験と関連づけた、よりよい人間性を高める道德教育の充実
  - ・ 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間、各教科体験活動と関連を図った道德学習
- 人権・同和教育の推進
  - ・ 望ましい人間関係の醸成につながる取組（「さん」付け、あいさつ、言葉遣い）
  - ・ 人権集会の実施や、人権週間の設定
- 豊かな心や考える力を育てる読書活動の推進
- 望ましい情報社会に参画するための情報モラル教育の推進

### 3 いじめ早期発見の取組

いじめは、大人の目に触れにくかったり、遊びやふざけといった捉えで行われたりする。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかという意識をもって、早い段階から複数の教職員で積極的に認知するように努める。日頃の児童理解に努め、教職員相互の児童の情報交換を行い、情報を共有しながら進めていく。児童理解やいじめ認知のために、計画的にさまざまな方策を講じていく。

- 複数教員による日々の児童観察（登校時、学習活動時）
- 担任等による「い・わ・みチェック」（いじめ兆しチェック）
- 子どもを語る会（気になる児童の情報を全体で共有する学期2回の職員会議）
- 教育相談・なかよしアンケートの実施（学期1回）
- スクールカウンセラーによる教育相談（月2回程度）
- アンケートQU（1～2年生：年1回、3～6年生：年2回）
- 保護者対象の家庭訪問・個別懇談の実施
- 「いじめ防止対策委員会」によるいじめ情報の認知

### 4 いじめ早期解決の取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、校長の指揮の下、速やかに組織的対応を行う。被害児童生徒の安全を保障するとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、周囲の児童（傍観者）への指導を行い、いじめを許さない意識や解決する力を育てていく。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応する。

- 「いじめ発生時対応マニュアル」に基づくチームによる組織的かつ迅速な対応
- 「いじめ防止対策委員会」の対応
- 「校内いじめ対応チーム」の対応

## ○ 重大事態発生時の「いじめ調査委員会」の設置と対応

- ・ 重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間30日を目安、又は一定の期間連続）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。
- ・ 重大事態発生時には、教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できない場合であっても、重大事態の「疑い」があったり、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったりしたら、すぐに教育委員会に報告・相談する。

### \*危機管理の「さしすせそ」

- さ 最悪を想定して
- し 慎重に
- す すばやく
- せ 誠意をもって
- そ 組織で対応

## 5 いじめに関わる指導体制

### (1) いじめ防止対策委員会

- ・ 校長、教頭、主幹教諭（生徒指導主任）、教務主任、養護教諭、学年主任、学級担任、SC、学校評議員、民生児童委員、校医、PTA役員で構成する。
- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取組について検討し、取組を評価・検証して改善を図る本校いじめ対策の中核をなす。
- ・ いじめ発生時には、教育委員会、警察、児童相談所などとの連携の窓口となる。
- ・ 校内だけでなく、地域等でのいじめについての認知も積極的に行う。
- ・ 重大事態発生時には、第三者を入れた「いじめ調査委員会」を設置する。

### (2) 校内いじめ対応チーム

- ・ 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、関係学年主任・担任で構成。
- ・ 校内のいじめ対応について協議しながら対策を立てる。全教職員での共通理解を図る。
- ・ 立てた策を役割分担しながら実行し、いじめを解決していく。

### (3) 生徒指導体制

- ・ 組織的な生徒指導の推進                      ・ 正確な事実確認                      ・ 報告・連絡・相談の徹底
- ・ 情報共有・共通理解の促進（子どもを語る会、生徒指導対応ケース会議）
- ・ 情報の記録と活用                                      ・ 日頃の地域、保護者、関係機関との連携

### (4) 教育相談体制

- ・ 教育相談週間、なかよしアンケート実施                      ・ アンケートQU活用
- ・ スクールカウンセラー（SC）の活用                      ・ ほっとルームの整備

## 6 教職員の資質向上、地域・家庭連携に向けた取組

### (1) 教職員研修について

- ・年間を見通したいじめ防止に関する校内研修の実施
- ・授業力向上のための研修
- ・アンケートQ U活用研修
- ・人権意識を高める人権・同和教育研修
- ・S C等による教育相談研修
- ・学級集団づくり研修

### (2) 地域や家庭との連携

- ・いじめ問題に関する広報活動（学校だより、生徒指導だより、学校HP）
- ・「いじめ防止対策会議」への保護者、地域関係者の参画
- ・P T A活動の推進（保護者・教職員の協同、保護者と児童とのかかわり）

## 7 評価について

評価にあたっては、いじめの有無や量を評価対象にするのではなく、日頃からの児童理解や未然防止、早期発見の取組、また、いじめ発生時の適切な対応についての評価になるよう特に留意する。また、P D C Aサイクルにより、評価で上げられた課題について、改善策を考え実行していくような評価に努める。

- いじめ防止対策委員会による評価
- 教職員による取組評価
- 保護者・地域による学校評価